

# 愛知県医療機関経営支援事業費補助金の御案内

## ■申請受付期間

令和8年6月8日(月)～令和8年7月17日(金)

## ■申請方法

原則、専用ポータルサイトから電子申請を行ってください。

やむを得ず、電子申請による申請が困難な場合のみ、申請期限までに郵送による申請を行ってください。(令和8年7月17日(金)当日消印有効)

※申請に関する注意事項

- ・ 法人が開設している場合は、原則法人でとりまとめの上、まとめて申請してください。  
やむを得ず施設ごとに申請する場合は、重複して申請しないよう十分注意してください。
- ・ 申請書類一式は郵送物を追跡ができる方法で郵送することを推奨しています。
- ・ 郵送に係る費用は支援金の交付申請を行う事業者様のご負担となりますので、予めご了承ください。

### ○愛知県医療機関経営支援事業費補助金ポータルサイト

<https://iryokeiei.pref.aichi.jp/>



### ○愛知県医療機関経営支援事業費補助金ウェブページ

<https://www.pref.aichi.jp//soshiki/imu/iryokikan-keieishien.html>



### ○申請書類送付先

〒500-8875

岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル7階

愛知県医療機関経営支援事業費補助金事務局 宛て

## ■問合せ先 (令和8年6月1日(月)～令和8年9月30日(水))

電話:050-3385-0656

メールアドレス:aichi-iryokikan-keieishien@bpo.kosnet.jp

受付時間:平日午前9時から午後5時まで ※土日祝日を除く

- ・お電話は大変混み合うことが予想されますので、ポータルサイトもご活用ください。
- ・申請内容に疑義が生じた場合は、事務局または愛知県医務課から連絡する場合がありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

## ■賃上げ支援事業

### (1)交付対象となる施設

ア 令和8年3月1日までにベースアップ評価料のいずれかを届け出ている診療所(医科・歯科)及び訪問看護ステーション

イ 現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設

ウ 令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する保険薬局

### (2)基準額

ア 有床診療所(医科・歯科)(許可病床数3床以上) 72千円/床

イ 有床診療所(医科・歯科)(上記以外)、無床診療所(医科・歯科) 150千円/施設

ウ 保険薬局 70~145千円/施設

エ 訪問看護ステーション 228千円/施設

### (3)留意事項

- ・ 申請時に令和7年12月~令和8年5月の賃金改善報告書の提出が必要となります。申請内容に基づき後日実績払となりますので、ベースアップ評価料の届出をしていることのみでは本事業の給付を受けることができません。

## ■物価支援事業

### (1)交付対象となる施設

診療所(医科・歯科)及び保険薬局 (訪問看護ステーションは対象外)

### (2)支給額

ア 有床診療所(医科・歯科)(許可病床数14床以上) 13千円/床

イ 有床診療所(医科・歯科)(上記以外)、無床診療所(医科・歯科) 170千円/施設

ウ 保険薬局 50~85千円/施設